協働ルール関連スケジュール（案）

平成１２年度 ４～１２月 / １ / ２ / ３　｜　平成１３年度 ４～６ / ７～９ / １０～１２ / １～３　｜　平成１４年度～

実態把握　ネットワーク　情報提供

■市民活動団体実態調査
- ｱﾝｹｰﾄ調査（8 月）：対象：1,124 団体
  有効回答：829 団体　回答率 74%
- ﾋｱﾘﾝｸﾞ調査（10 月）：対象 10 団体
- NPO 法人「かながわ環境教育研究会」へ委託

◎2/26 ネットワークを利用した情報提供と意見交換
「どこでもコミュニティ」に「市民活動と行政の協働」コミュニティを開設
◎3/7　メーリングリストの運用開始（参加者２７名）

※市民活動センター開設に向けての具体的機能検討の場

条例施行にあわせて市民活動センター設置（予定）

◎広報やまと　6/1：実態調査　6/15：NPO 法人 11/15：委員募集　◎ﾀﾞｲﾚｸﾄﾒｰﾙ（850 団体）：11 月

◎広報やまと
- 2/1 NPO 特集
- 3/1 検討会議

◎NPO 法人情報交換会
保健福祉部門 5/18

◆市民説明会
WS４（10/21）又は
WS５（11/18）で実施

◆ミニフォーラム

広報やまと（11/15）★
★ﾀﾞｲﾚｸﾄﾒｰﾙ

広報やまと（3/15）★
★ﾀﾞｲﾚｸﾄﾒｰﾙ

- 定期的な WS 等の手法研修
- 市民運営による WS 推進⇒行政は側面支援へ（機会・場の提供や PR）
- 中間的 NPO（NPO を支援する NPO）の組織化支援

■災害関係ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ団体等交流会
①10/20 ◎　②11/22 ◎　拡大交流会 2/3　DIG（災害図上訓練）◎　③2/15 ◎　④4/12 ◎　⑤5/28 ◎　⑥7/3 ◎　⑦9/3 ◎　⑧10/12 ◆　⑨2 月 ◆

●災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱﾏﾆｭｱﾙ

◆H14.11 月
NPO ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ
条例の推進に向けて

協働ルール

■協働ルールワークショップ（WS）
- 目的：市民と行政職員が協働のまちづくりの手法を学ぶともに、協働のルールづくりに市民意見を反映
- 企画運営：専門性が高く実績のある NPO 法人「玉川まちづくりハウス」へ委託

6/26 ◎　①7/15 ◎　②8/5 ◎　③9/15 ◎　④10/21 ◆　⑤11/18 ◆　H14 年度前半

WS　：職員体験研修
WS①：「新しい公共」のイメージ
WS②：市民活動の主体整理
WS③：協働プロジェクトをシミュレーション
WS④：検討会議から問題提起：条例化のポイント
WS⑤：検討会議たたき台を理解する

WS：3回

■協働ルール検討会議
- 委員１４名：学経２名 団体代表６名 公募６名
- 12 年度：2 回　13 年度：6 回程度
- 1 回の検討会議につき 2 回の部会：部会①自由な意見交換 ⇒ 部会②意見集約 ⇒ 検討会議

①1/30 ◎　②3/2 ◎　③4/19 ◎　④5/24 ◎　⑤7/5 ◎　⑥8/31 ◎　⑦10/4 ◆　⑧12/20 ◆

部会　①④6,②④16 ◎◎　③⑤11,④⑤17 ◎◎　⑤⑥6/28 ◎　⑦⑧8/21 ⑨⑩9/21 ◎　⑪⑫11/28 ◆

10/4◆理念に関する長時間の議論

●提　言（１２月）
- 協働の基本方針
- 推進方策
- 条例素案　等

■NPO 法人支援パイロット事業
- NPO 法人の活動基盤強化
- 協働ルール構築のテスト事業

◎11/1 基本要綱施行
◎11/1 保健福祉部個別要綱施行
※12 月～
福祉機材等の保管場所提供

◆H13 年度　委託事業の実施（環境部）

◆4月～　パイロット事業補助金
保健福祉部　市民経済部

- 事業期間：（仮称）市民活動推進条例施行年度末まで
- 1 年更新。情報の公開と内容の検証を行い、協働ルールの確立につなげる
- 既存の支援制度では対応できない場合を対象とする。

１．政策会議（H12.10）での確認内容
■（仮称）市民活動推進条例
①目的：市民活動のより一層の推進を図るために、その理念と手続きを明示
②性格：福祉・環境・教育など多分野にわたる市民活動に関わる総合的な条例
※H14.6月議会上程、.10 月施行（予定）

２．協働ルール検討会議での方向性
目的：市民自治・参加・市民等の自立によるまちづくりに基づいて「新しい公共」を形成していくためのルール

（仮称）新しい公共を支える市民活動推進条例　等

庁内検討体制

◎市民活動支援に関する取り組み方針　H11.10 月

◎政策会議 10/16
条例制定にむけた基本方針の確認
◎部長会議 11/7　2/7（経過報告）

部長会議◎　◆
10/2　11/6

政策会議◆（4月）
- 条例案の決定
- 体系的支援内容の確認

※全庁的な連携体制

◎NPO 職員 ML（参加者 62 名　5月末～）

①公募＋公開審査型の助成制度
②NPO への委託と協働契約の可能性
③（仮称）市民活動推進条例
④協働を進めるための支援メニュー
※検討内容をポイントごとに報告
協働ルール検討会議、WS との連携

■NPO 関係課長会議
④4/24 ◎　⑤9/25 ◎　⑥12 月中 ◆　⑦2 月下 ◆

■NPO ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ
⑦4/26 ◎　⑧6/29 ◎　⑨7/27 ◎　⑩8/30 ◎　⑪10/11 ◆　⑫11/28 ◆　⑬1 月下 ◆　⑭3 月下 ◆

- H14 年度まで継続的に開催
- 条例制定後
  ＊条例に基づく推進・連携体制
  ＊体系的支援の実施

関係課長会議：15 課　秘書広報課長　財政課長　総務課長　行政改革推進課長　環境総務課長　福祉総務課長　都市総務課長　土木総務課長　整備事業課長　病院事務局総務課長　消防本部総務課長　議会事務局次長　教育総務部総務課長　社会教育課長　市民活動課長

ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ：14 部かいの担当者 18 名　秘書広報課　企画渉外部　総務部　市民経済部　環境部　保健福祉部　都市部　土木部　渋土地　病院事務局　消防本部　議会事務局　教育総務部　生涯学習部　市民活動課（事務局）

市民活動課　01/10/03 現在